

## コンクリート工学年次大会実行委員会規定

平成 2 年 8 月 23 日制定  
平成 3 年 6 月 21 日改正  
平成 4 年 2 月 28 日改正  
平成 8 年 2 月 22 日改正  
平成 11 年 10 月 27 日改正  
平成 15 年 8 月 29 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正

### (目 的)

第1条 この規定は、コンクリート工学年次大会委員会（以下、大会委員会という）の下に設けられたコンクリート工学年次大会実行委員会（以下、実行委員会という）の組織・運営および業務等について定める。

### (組 織)

第2条 実行委員会は、年次大会開催の2年前に組織し、委員長、副委員長および幹事若干名を置く。また、年次大会開催の1年前に委員50名程度を置く。

2. 委員にはコンクリート工学年次論文査読委員会（以下、査読委員会という）委員長を含める。

3. 委員長、副委員長および幹事の任期は2年間、また委員の任期は1年間とし、担当年度のコンクリート工学年次大会に関する業務終了までとする。

第3条 実行委員会委員長は、大会委員会が推薦し、理事会で決定する。

2. 副委員長の選任は、委員長の指名による。

### (運 営)

第4条 委員長は、必要の都度実行委員会を招集し、その運営にあたる。委員長に事故ある場合には、副委員長がこれにあたる。

### (業 務)

第5条 実行委員会は、担当する年度の年次大会の実施計画の決定、コンクリート工学年次論文集の作成、座長の決定を含む講演発表プログラムの作成ならびにコンクリート工学講演会、コンクリートテクノプラザ等の運営および優秀講演の表彰に関する事項を担当する。

### (改 廃)

第6条 この規定の改廃は、大会委員会が発議し、理事会が決定する。

### 付 則

1. この規定は、平成2年8月23日から実施する。

2. この実施に伴い、旧来のコンクリート工学年次講演会実行委員会規定は廃止する。